

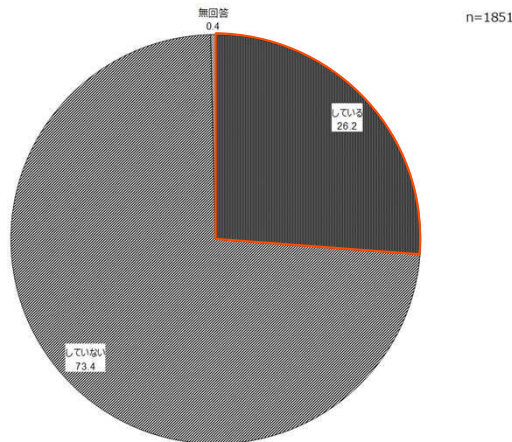
ケアラー実態調査結果 概要版

県民

- ・ 回答者の4人に1人がケアラーに該当。2人以上同時にケアしているケアラーも約3割存在。ケア対象者は約2/3が70代以上。
- ・ ケアラーは、ケアにより精神的・身体的不調を抱え、外出支援や家事、感情面のサポートの負荷が高い。
- ・ 回答者の約1割がケアにより離職・失業を経験。ケアラーが求める支援は、相談できる人・場所、ケアラー自身が休める時間が主なもの。

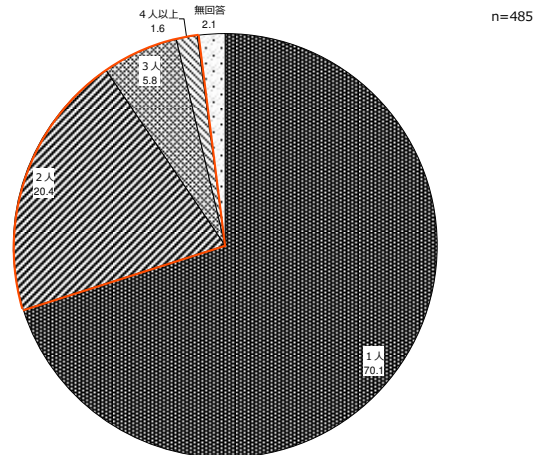
●ケアの状況

家族ケアの状況について、「**している**」が**26.2%**となっており、**回答者の4人に1人がケアラーに該当**することが明らかとなった。



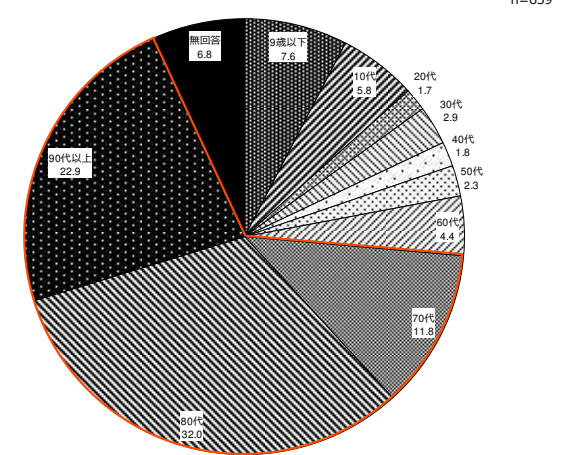
●ケアしている人数

ケアしている人数について、「1人」が全体の約7割を占め、最も多くなっているが、「**2人以上**」ケアする方も**27.8%存在**。



●ケアを受けている方の年代

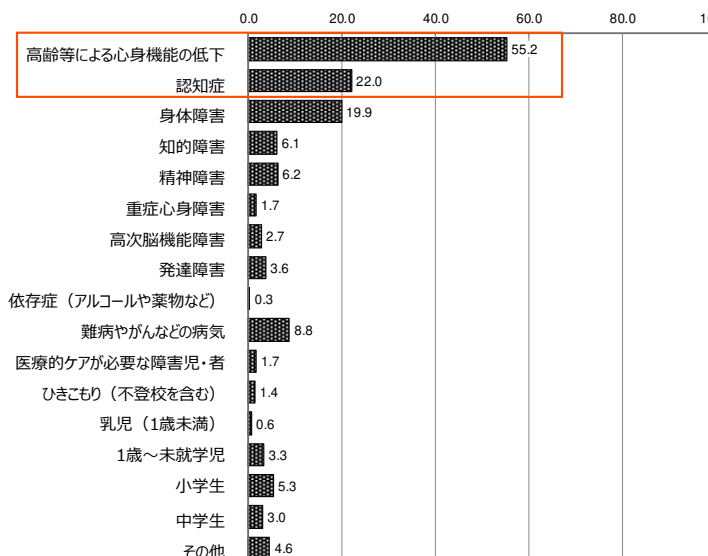
ケアを受けている方の年代について、「**80代**」が最も多く、「**70代以上**」が全体の**66.7%**を占める。



●ケアが必要な状況

「**高齢等による心身機能の低下**」が**55.2%**と最も高く、次いで、「**認知症**」、「**身体障害**」の順となっている。

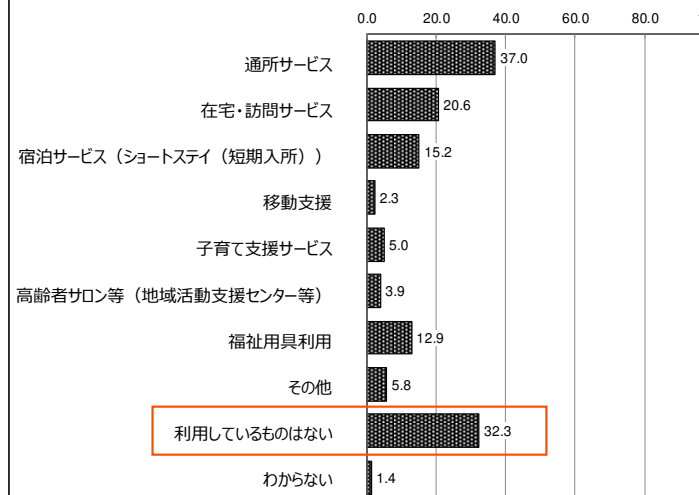
n=659 (%)



●ケアが必要な家族が利用しているサービス

「**利用しているものはない**」は**32.3%**。
必要なサービスにつがっていない人がいる可能性。

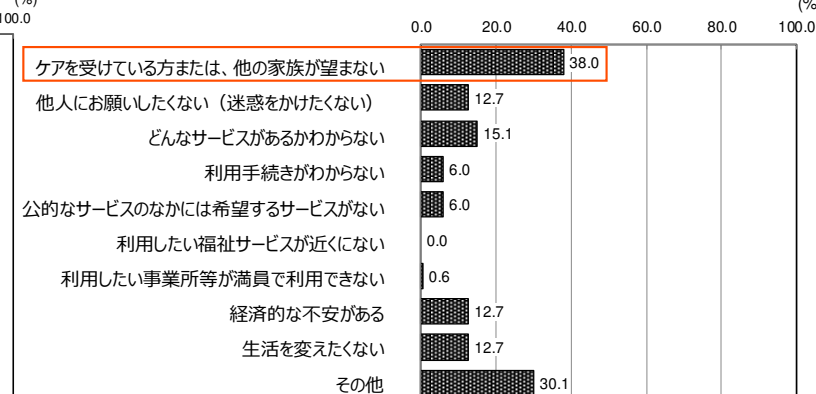
n=659 (%)



●サービスを利用していない理由

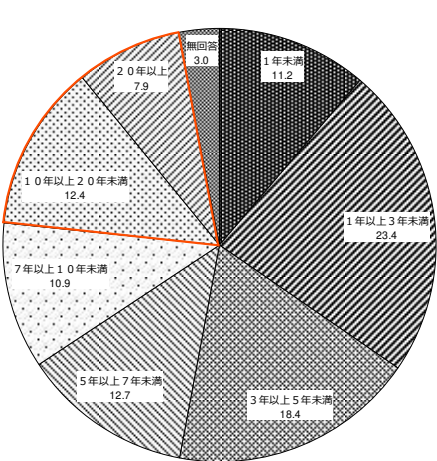
「**ケアを受けている方または、他の家族が望まない**」が最も多く、**ケアのイメージの刷新・世間への周知の必要性が高い**。

n=166 (%)



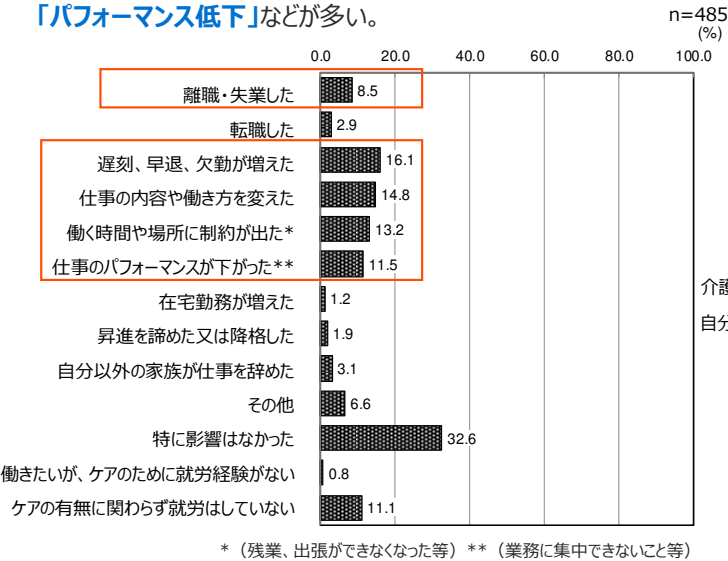
●ケアの期間

区分別では「1年以上3年未満」が最も多くなっている一方、
「10年以上」ケアを継続している方も20.3%存在。



●ケアによる仕事への影響

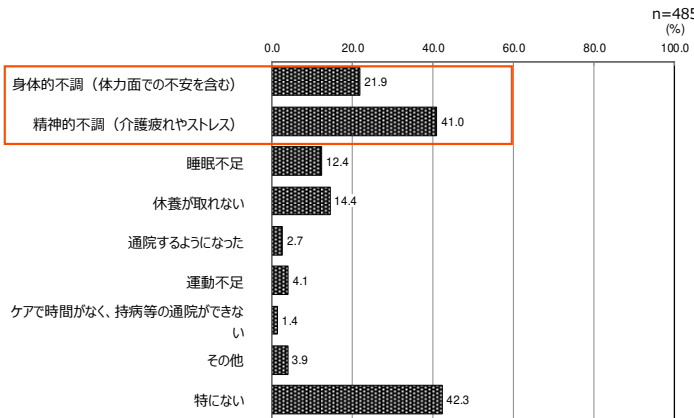
「離職・失業した」が8.5%存在。
その他、「遅刻・早退・欠勤の増加」、「仕事内容の変更」、
「パフォーマンス低下」などが多い。



* (残業、出張ができなくなった等) ** (業務に集中できないこと等)

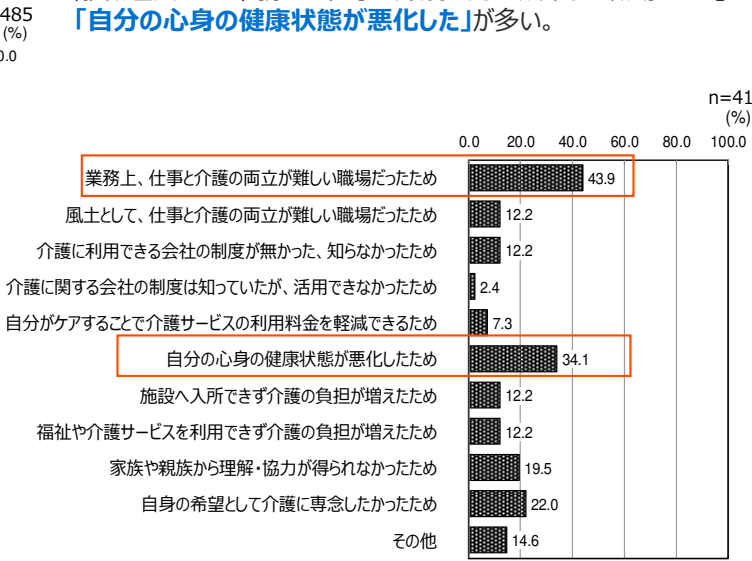
●ケアによる体調への影響

家族ケアにより、「精神的不調」を訴えるケアラーが41.0%、
「身体的不調」を訴えるケアラーが21.9%存在。



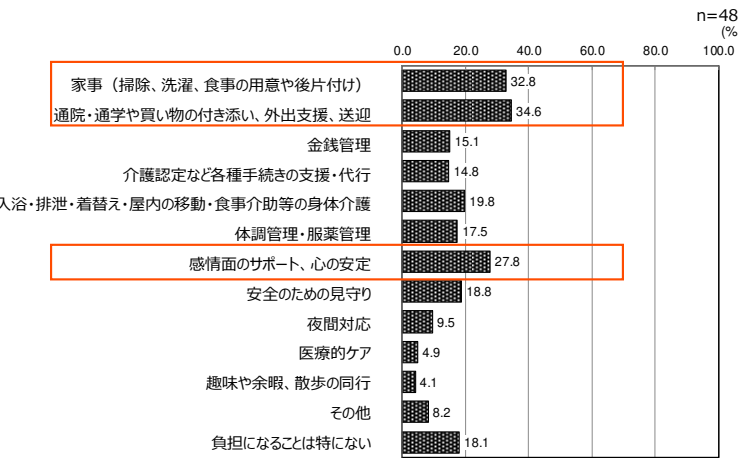
●離職理由

離職理由は、「業務上、仕事と介護の両立が難しい職場だった」、
「自分の心身の健康状態が悪化した」が多い。



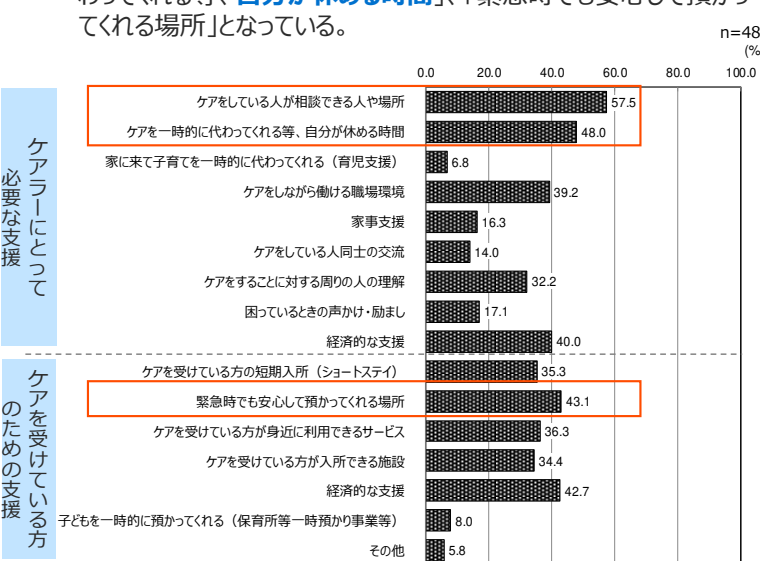
●負担に感じるケアの内容

ケアラーが負担に感じるケアの内容は、「通院・通学などの外出支援」
が34.6%と最も高く、次いで「家事」、「感情面のサポート」になっている。



●ケアラーが求める支援

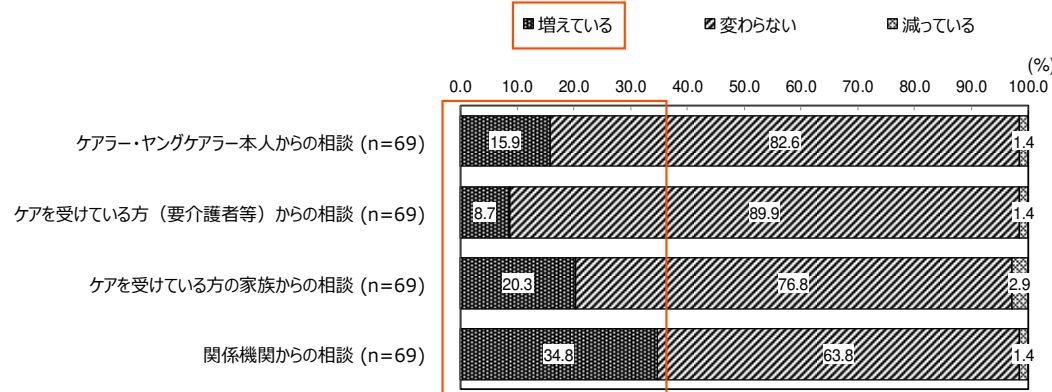
「相談できる人や場所」が57.5%と最も高く、次いで「一時的に代わってくれる等、自分が休める時間」、
「緊急時でも安心して預かってくれる場所」となっている。



- 相談件数は、近年増加傾向。
- 一方で、半数以上の支援機関は、「課題が複雑化・複合化しており対応が難しい」といった課題に直面。
- 支援機関からは、**ケアラー支援に関する認知度向上・理解促進、支援人材の育成、職場や学校の理解促進**が求められている。

● ケアに関する相談件数の傾向

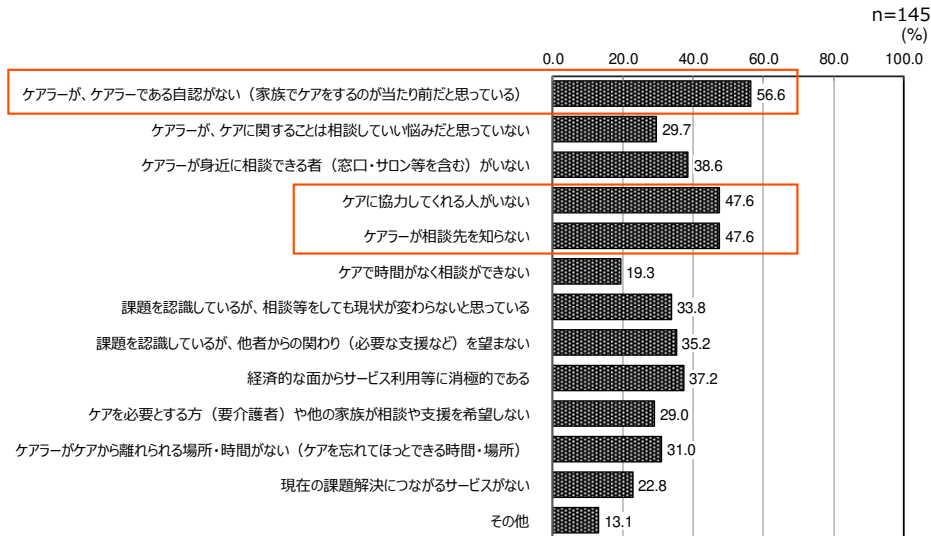
「関係機関からの相談」は3割強、「ケアを受けている方の家族からの相談」も約2割が**「増えている」**と回答。



● 支援機関から見てケアラー支援が進まない理由

「ケアラーである自認がない」が56.6%と**半数以上の支援機関から指摘**。

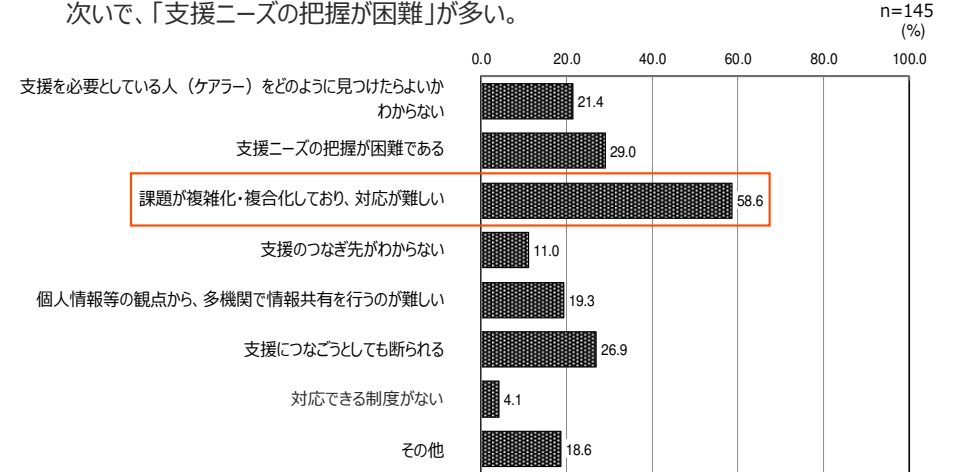
次いで、「**ケアに協力してくれる人がいない**」、「**ケアラーが相談先を知らない**」が多い。



● 支援機関が直面するケアラー支援の課題

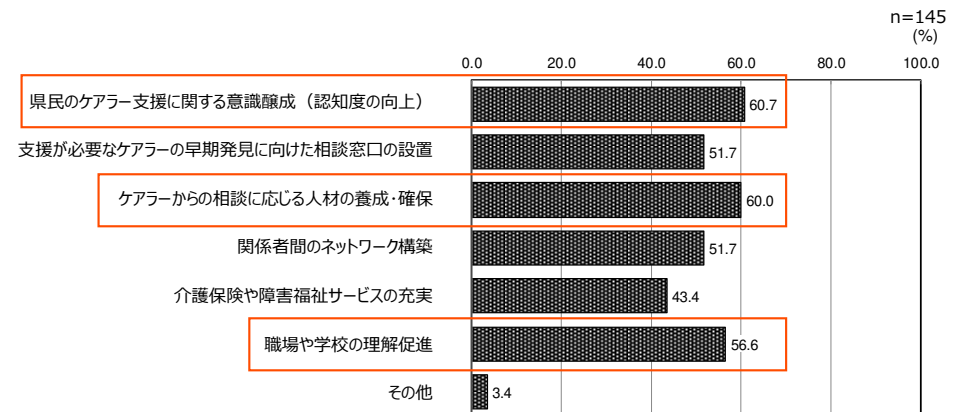
「課題が複雑化・複合化しており、対応が難しい」が58.6%と**半数以上**。

次いで、「**支援ニーズの把握が困難**」が多い。



● 県や市町村に求めること

「県民のケアラー支援に関する意識醸成」、「ケアラーからの相談に応じる人材の養成・確保」、「職場や学校の理解促進」等が多い。



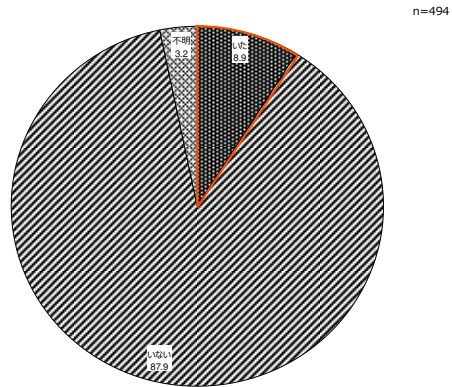
企業

- 過去5年間に介護離職者がいた企業は1割程度。介護離職のあった企業割合はR4年度から増加。
- 介護休業・介護休暇などの制度導入や、育児・介護休業法改正への対応は半数程度にとどまる。
- 「仕事と介護の両立」を優先課題と認識している企業は2割程度にとどまり、企業に向けた重要性の更なる喚起が必要。

●介護離職の状況

過去5年間の介護離職者がいた企業は1割程度。介護離職のあった企業割合はR4年度から増加。

【過去5年間の介護離職者の有無】



令和元年度 (n=44)

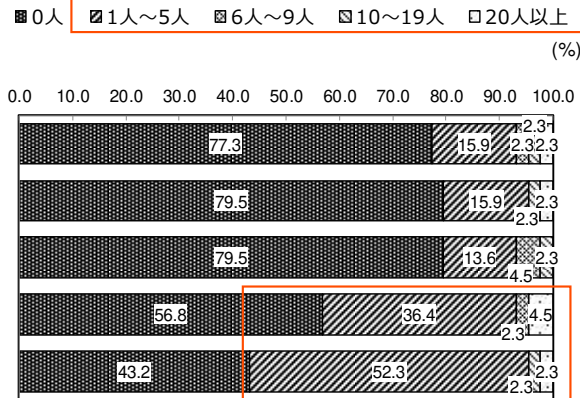
令和2年度 (n=44)

令和3年度 (n=44)

令和4年度 (n=44)

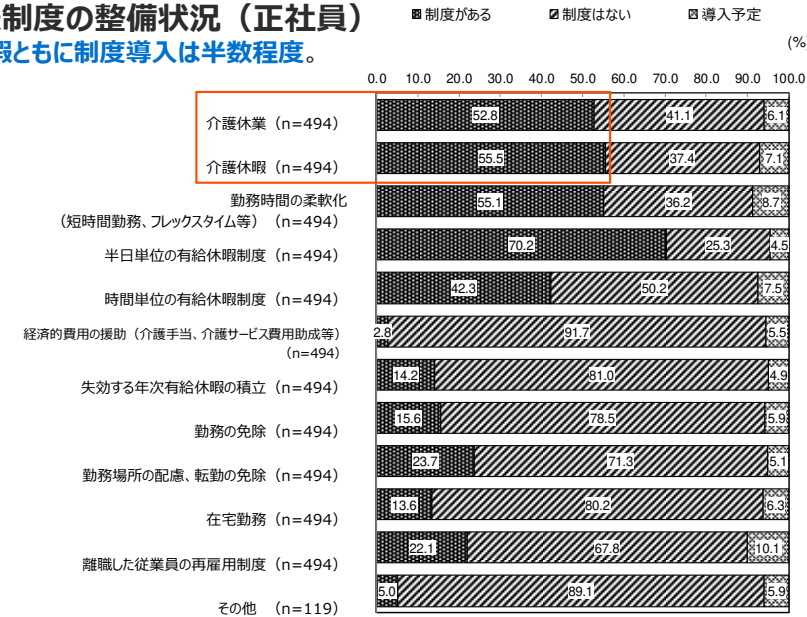
令和5年度 (n=44)

【年度別の介護離職のあった企業割合】



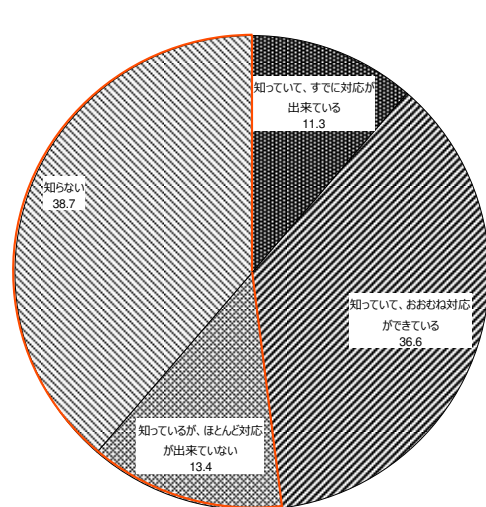
●両立支援制度の整備状況（正社員）

介護休業・休暇ともに制度導入は半数程度。



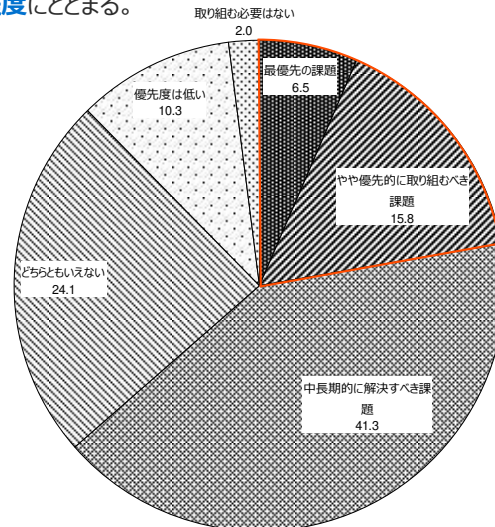
●育児・介護休業法改正への対応状況

「知らない」、「対応できていない」が半数以上。



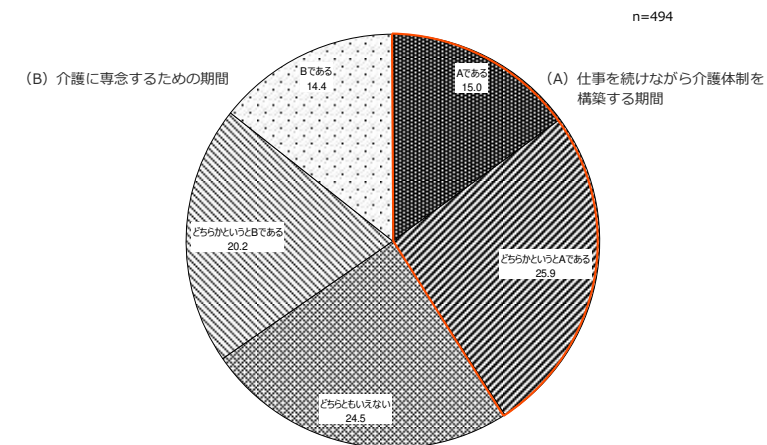
●仕事と介護の両立の重要度

優先的に取り組むべき課題と認識している企業は2割程度にとどまる。



●介護休業に関する考え方

「介護体制を構築する期間」と正しく認識している企業は4割程度にとどまる。



※ 介護休業：介護を要する家族を支える体制を構築するために、一定期間利用することを想定した制度

◇2025年問題 ⇒ 「介護需要の急増に伴い、**望まない介護離職が増加**」

- ▶ 人手不足に悩む企業・産業は、知識・経験が蓄積した貴重な働き手を失い、人材確保が難しい中で更なる人手不足に ⇒ 地域経済の停滞のおそれ
- ▶ 自己実現・活躍が阻害されたケアラー当事者は、収入が減少し、長く続く介護に心身ともに疲弊 ⇒ 家庭崩壊、貧困、社会とのつながりの希薄化など負の連鎖のおそれ

ケアラー支援の課題と対策

（考え方）・ケアラー支援は、問題の所在をあらかじめ察知し、先手を打って予防的に対応する取組

- ・今回のパッケージは、実態調査の結果から導かれるニーズに対応した対策で、いわば「フェーズ1」と言うべきもの
- ・まずは問題に「気づいて」支援に「つながり」みんなで「支える」支援の基盤となるべき部分を構築

ケアの問題を家族で抱え、周囲から孤立

必要な支援との未接続

負担増による心身の不調

I 社会全体への啓発活動

気づく

「ケアラーの存在・支援の重要性」
を社会全体へ啓発

▶県民への啓発・認知度向上

- ・**新** 支援推進員による対面での支援情報の普及・啓発
- ・支援情報を一元的に掲載したポータルサイトによる普及・啓発
- ・介護の事前知識習得や心構えを促す動画による普及・啓発
- ・様々な広報媒体を最大限活用した普及・啓発
- ・ヤングケアラーの理解を促す普及・啓発

▶企業への啓発・認知度向上

- ・**新** 仕事と介護の両立に関する意識醸成を図るための経営者や管理職向けセミナー等の開催
- ・経済団体等を通じた企業への普及・啓発

▶その他の対応

- ・県及び市町村職員への介護支援制度の普及・啓発

II 公的サービスへの接続強化

つながる

必要なサポートへの円滑な接続に
向けた伴走支援体制を構築

▶接続促進・人材養成

- ・**新** 当事者の声を拾い上げ、支援につなげるためのポッドキャスト番組の配信
- ・**新** 不登校児童生徒本人やその家庭を支援機関につなぐ人材（S S W）の増員に向けた研修の実施
- ・ヤングケアラー・コーディネーターの養成等

▶伴走支援体制

- ・**新** 伴走支援体制構築に向けた検討会議の開催

▶その他の対応

- ・認知症の人とその家族を支援する連携体制の構築

III 公的サービスの更なる充実

支える

様々な境遇にあるケアラーの心身の負担軽減
が図られるよう、支援サービスを充実

▶相談できる環境整備

- ・**新** 介護支援専門員、保健師等専門職による土日、祝日対応の電話相談窓口を設置
- ・**新** 悩みの共有や情報交換等を行う機会の提供

▶支援機関の連携強化

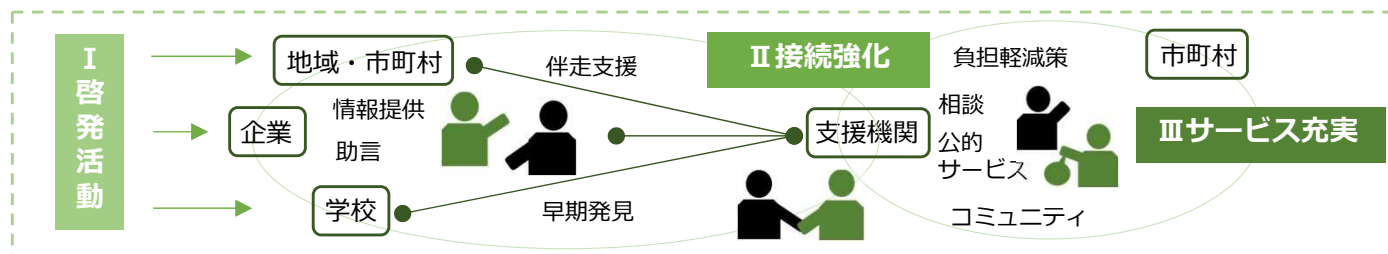
- ・**新** 事例検討会の開催による市町村職員、支援機関職員等のスキルアップと支援機関の連携促進

▶負担軽減策

- ・難病の子ども・家族の療養環境の向上に向けたレスパイト施設の活動支援等

▶その他の対応

- ・認知症、医療的ケア児、障害者、がん患者、難病患者等の家族を支援するための体制整備
- ・妊産婦の育児不安に対する相談窓口の設置
- ・子育て家庭の育児不安に対する相談窓口の設置
- ・ひとり親家庭の緊急時における支援体制の整備
- ・企業の就業規則や働きやすい職場環境整備支援



◇目指す姿

県民一人ひとりが自由な選択をし活躍できる「介護離職ゼロ社会」の実現

ケアラー支援推進パッケージ 主な施策一覧

施策の柱	区分	対象	主な施策
気づく	人材	企業	新 ケアラーが抱える介護などの悩みや不安の解消を図るため、地域に根ざした人材をケアラー支援推進員として養成し、対面・プッシュ型で相談窓口や支援制度の情報提供を行う。〔市町村連携〕 ケアラー支援推進員養成事業費（R7.6補）（働く人・働き方支援課）
	県民（全般）		ケアラー及びケアラーになり得る方が正確な情報を容易に取得できるよう、支援情報を一元的に掲載したポータルサイトを運営する。 〔市町村連携〕 やまなしケアラー支援ポータルサイト運営費（R7当初）（働く人・働き方支援課） 介護離職ゼロ社会の実現に向け、ケアラー及びケアラーになり得る方を対象に、事前知識習得の重要性や心構えを促す動画を作成し普及啓発を行う。 ケアラー支援普及啓発事業費（R7当初）（働く人・働き方支援課） 伝える相手に合わせた最適な媒体を活用し、県民や事業者等へのケアラー支援策の周知や、ケアラーを社会全体で支える気運の醸成を図る。 戦略的広報推進事業費等（R7当初）を活用（広聴広報グループ）
	啓発	県民（子ども等）	ヤングケアラー当事者やその家族、支援者、大人や子ども問わず、すべての県民がヤングケアラーへの理解を深め、ヤングケアラーが必要な支援を受けられるよう、ヤングケアラー支援計画で示した幅広い世代、支援者に向けた啓発を行う。 ヤングケアラー支援強化事業費（R7当初）（こども福祉課）
		企業	新 仕事と介護の両立支援に対する県内企業の意識や行動の変容を促進するため、経営者・人事担当者を対象としたセミナーの開催や従業員向けのハンドブックを作成する。 仕事と介護両立支援事業費（R7.6補）（働く人・働き方支援課） 中小企業や小規模事業者が抱える課題全般について、きめ細かな経営指導を実施するため、県商工会連合会による広域連携支援コーディネーター配置を支援する。 商工会等指導費補助金（うち、広域連携支援コーディネーター配置分）（R7当初）（産業政策課）
	調査	県職員 市町村職員	ケアラーの現状や課題、仕事と介護の両立などについての県管理職向けセミナーを開催し、市町村職員の受講も促す。〔市町村連携〕 研修管理費（R7当初）を活用（人事課・働きやすい職場づくり支援室）
		県民（不登校家庭）	社会とのつながりが希薄な不登校児童生徒を持つ家庭への支援策を検討するための調査を行う。〔市町村連携〕 不登校児童生徒家庭環境実態調査費（R7当初）（働く人・働き方支援課）
つなぐ	体制	県民（全般）	新 介護やひきこもり等困難な問題を抱える人を周囲への相談や適切な支援につなげるため、安心して悩みや思いを発信できるポッドキャスト番組を配信する。 ポッドキャストを活用した相談・支援接続促進事業費（R7.6補）（働く人・働き方支援課）
		教育機関	新 不登校や家族の介護など課題を抱える児童生徒等に対する支援体制を強化するため、スクールソーシャルワーカーの増員に向けた研修会を開催する。 スクールソーシャルワーカー養成事業費（R7.6補）（特別支援教育・児童生徒支援課）

施策の柱	区分	対象	主な施策
つなぐ	体制	企業	新ケアの発生時から支援機関等につながるまでのきめ細かな伴走支援体制の構築に向け、介護関係者や民間事業者が参画する検討会議を開催する。 ケアラー伴走支援体制検討会議開催費（R7.6補）（働く人・働き方支援課）
		支援機関	ヤングケアラーとその家族に寄り添った支援体制を強化するため、ヤングケアラー・コーディネーターの養成や、関係機関等の支援者に対する研修を実施する。〔市町村連携〕 ヤングケアラー支援強化事業費（R7当初）（こども福祉課）
		県民（認知症）	認知症の進行予防から地域生活の維持まで必要な支援が提供できる体制を構築するため、認知症疾患医療センターを県内4病院に設置するとともに、専門的見地から具体的な相談・助言を行うコーディネーターを配置する。 認知症対策連携強化事業費（R7当初）（健康長寿推進課）
			若年性認知症の方の状態に応じた適切な支援が提供できるよう、コーディネーターによる相談窓口を設置するとともに、支援者によるネットワークを構築する。 若年性認知症対策推進事業費（R7当初）（健康長寿推進課）
		市町村（高齢、障がい）	配慮を要する消費者を抱える隠れたケアラーを市町村等の関係支援機関につなげるため、市町村における見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の体制整備・機能強化を促進する。〔市町村連携〕 見守りネットワークの体制整備（非予算）（県民生活支援課）
支える	体制	県民（全般）	新ケアラーからの相談に対する支援体制を強化するため、介護支援専門員や保健師などの専門職による土日、祝日対応の電話相談窓口を設置する。 ケアラー相談支援強化事業費（R7.6補）（健康長寿推進課）
			新ケアラーの孤独・孤立を防ぐため、悩みの共有や情報交換を行う交流会等を開催する。 ケアラー交流支援事業費（R7.6補）（健康長寿推進課）
		支援機関	新複雑化・複合化するケアラーの課題に対する支援機関の対応力強化と連携促進を図るため、地域包括支援センターや自立相談支援機関の職員などを対象とした研修、事例検討会を開催する。〔市町村連携〕 ケアラー支援機関連携強化促進事業費（R7.6補）（福祉保健総務課）
		県民（認知症）	電話による相談事業や認知症の方やその家族、介護経験者の交流会等を開催し、認知症の方やその家族が住み慣れた地域で暮らし続けていける環境を整備する。 認知症理解普及促進事業費（R7当初）（健康長寿推進課）
		県民（医ケア）	国立病院機構甲府病院と都留市立病院に「医療的ケア児支援センター」を設置し、関係機関と連携を図りながら、医療的ケア児者やその家族等が県内において安心した生活が送れるよう包括的に支援する体制を整備する。 医療的ケア児等支援事業費（R7当初）（障害福祉課）
		県民（障がい）	居住地域内に利用できる事業所がなく、地域外の事業所を利用する重度障害者やその家族を支援するため、送迎対象地域を拡大する事業所に対し助成する。 障害福祉サービス事業所送迎地域拡大促進事業費補助金（R7当初）（障害福祉課）

施策の柱	区分	対象	主な施策
支える	体制	県民（がん）	がん患者や家族の相談対応や情報提供、交流の場（がんサロン）の開催などを行うことにより、本人や家族等の悩みや不安の解消を図る。 がん患者サポートセンター事業費（R7当初）（健康増進課）
		県民（難病）	難病患者や家族の相談対応や就労支援、交流の場の提供などを行うことにより、本人や家族等の悩みや不安の解消を図る。 難病相談・支援センター事業費（R7当初）（健康増進課）
			在宅で生活している気管切開又は人工呼吸器を装着した難病患者に対し、介助人等の派遣などレスパイトケアの支援を行うことで、家族等の負担軽減を図る。 在宅人工呼吸器使用患者等支援事業費（R7当初）（健康増進課）
			レスパイト施設「あおぞら共和国」の活動を支援し、難病の子どもとその家族の療養環境の向上を図る。 難病の子どもの未来支援事業費（R7当初）（健康増進課）
		県民（子育て）	妊娠中や産後、体力的に回復していない時期に育児不安があり、周囲から支援を受けられない母親に対して、育児に関する不安や負担感を軽減するため、電話相談がいつでもできる体制を構築する。 産前産後電話相談事業費（R7当初）（子育て・次世代サポート課）
			子育て相談総合窓口を設置し、電話相談やカウンセリングにより、子育て中の家庭を支援する。 子育て相談総合窓口設置事業費（R7当初）（社会教育課）
			事故や病気等により一時的に保育や生活援助が必要となったひとり親家庭に対し、支援員が家庭訪問等により支援するとともに、児童相談所の一時保護等の活用も周知するなど、緊急時における支援体制の整備を図る。 ひとり親家庭等日常生活支援事業（R7当初）、母子家庭等就業・自立支援センター事業（R7当初）（こども福祉課）
		県民（子ども等）	ヤングケアラーが気軽に悩み等を相談できるよう、対面や電話だけでなくSNS等さまざまな媒体の相談窓口を設け、子どもたちの状況に応じてきめ細やかな相談支援を行う。 児童虐待相談体制強化事業費（R7当初）（こども福祉課）
		企業	就業者の意欲・能力を存分に発揮できる職場環境（仕事と介護の両立含む）の整備を促進するため、専門家派遣やセミナーの開催等を行う。 働き方改革による県内企業高付加価値化促進事業費（R7当初）（働く人・働き方支援課）
		市町村	新 複雑化・複合化するケアラーの課題に対する支援機関の対応力強化と連携促進を図るため、地域包括支援センターや自立相談支援機関の職員などを対象とした研修、事例検討会を開催する。 【市町村連携】 ケアラー支援機関連携強化促進事業費（R7.6補）（福祉保健総務課）【再掲】
			福祉分野の複雑化・複合化したニーズに対応するため、市町村における包括的な支援体制の構築を支援する。 【市町村連携】 地域福祉重層的支援体制整備事業費（R7当初）（福祉保健総務課）
	支援	県民（医ケア）	富士・東部地域等の医療的ケア児者が安全・安心に医療型短期入所事業所を利用できるよう、長距離送迎に対する支援を行う。 医療型短期入所事業所送迎支援事業費（R7当初）（障害福祉課）
	人材	教育機関	スクールソーシャルワーカーを配置し、ヤングケアラー等、家庭に課題を抱える児童生徒やその家庭への支援体制の整備を図る。 スクールソーシャルワーカー活用事業費（R7当初）（特別支援教育・児童生徒支援課）

※「対象」について、事業の対象者と、事業の効果が及ぶ対象者が混在する場合は、事業の対象者を記載している

大切な人を支えることで
困っていませんか？

親の介護や、病気や障がいを持つ方を支えていたり、
大人が担うような家事や家族の介護などを日常的に行っているけれど、
どうしていいかわからない。

このサイトでは、日常のサポートに役立つ情報や専門家からのアドバイス、
支援制度を簡単に探せます。

山梨県は大切な人をケアする全ての方を
全力でサポートします



やまなし ケアラー支援 ポータルサイト

誰でも・いつでも・
どこでも、気軽に
情報・手続きが
一元的に分かる
サイトOPEN！

ケアラーの方へ

困っていることはありませんか？

まず、相談窓口にご相談しましょう

支援サービスを利用できる場合は活用し、負担を減らしましょう

これからケアラーになるかもしれない方へ

ある日突然、ケアラーになったときに備えて、
基礎知識を身につけましょう



★負担を減らし、ご自身の仕事や生活を楽しみましょう★

＼相談窓口を知りたい／

様々な状況に応じた、支援
機関や市町村の相談窓口を
紹介しています。



＼支援情報を知りたい／

ケアを受ける方・ケアラー
の方が利用できる支援情報
を掲載しています。



＼事前に備えたい／

事前に知っておいた方が良
い基礎知識や啓発内容を掲
載しています。



サイトはこちらから！

<https://www.carer.pref.yamanashi.jp/>

やまなし ケアラー



問い合わせ先

山梨県 総合県民支援局 働く人・働き方支援課

☎ 055-223-1561



相談窓口・支援情報一覧

[相談窓口はこちら](#)



[サービスを知りたい方はこちら](#)



[AIチャットボットに相談したい方はこちら](#)



①

ケアラーって何？



ケアラーってどんな人？



事前知識を身に付けよう

②

- ① ケアラーの皆様が、必要な情報へ即座に辿り着けるよう、アクセス頻度の高い相談窓口、支援情報、AIチャットボットリンクをページの上部に配置

こういときはどうしたらいい？



学校に通っている方



ケアに不安を感じる若い方



介護と育児の両立にお悩みの方



ケアと仕事の両立にお悩みの方



不登校児童生徒のみなさん
やご家族の方



経営者・人事担当者の方



子ども食堂をご利用の方

③

- ② ケアラー支援に関する基礎知識や啓発内容をページ中央部に掲載
- ③ ダブルケア、ビジネスなど、ケアラー区分に応じた専門的な支援情報も掲載

AIチャットボット

AIチャットボットは、ユーザーの入力に応じ、国や県の支援制度に加え、お住まいの市町村ごとの相談窓口や支援情報について、登録済みのFAQデータから即座に回答を提供します。

はじめから

ケアラー支援チャットボット

中北地域 3 分前

お住まいの市町村を教えてください。以下より1つお選びください。

3 分前

北杜市 3 分前

どのようなサービスをお探でしょうか。以下より1つお選びください。

3 分前

高齢者への支援 3 分前

北杜市では、高齢者の皆様安心して生活できるよう、さまざまな支援サービスを提供しています。以下にいくつかのサービスをご紹介します。

外出支援サービス

サービス内容: 一般の交通機関を利用することが困難で、乗降の際に介助を必要とする方のための外出支援。

対象者: 市内に住所を有する65歳以上の独居者または高齢者のみの世帯に属する方 [1]。

介護予防支援サービス

サービス内容: 地域包括支援センターに相談し、自分に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って介護予防サービスを利用。

対象者: 要支援1・2の方 [2]。

各サービスのお問い合わせ先は参考のリンクからご確認ください。また、回答内容に関してご質問がある場合には、介護予防サービスについてのみ

北杜市 福祉保健部 介護支援課 包括支援担当 (北杜市地域包括支援センター: 0551-42-1336) までお問い合わせください。

<参考リンク>

[1] <https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1171.html>

[2] <https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/docs/1138.html>

国・県のサービスを知りたいですか? 以下よりどちらかお選びください。

ケアラー支援推進員養成事業の概要

山梨県総合県民支援局
働く人・働き方支援課

令和6年度に県で実施したケアラー実態調査では、ケアラー支援が進まない理由として「ケアラー自身がケアラーである自認がない（家族でケアするのが当たり前だと思っている）」が56.6%、「ケアラーが相談先を知らない」が47.6%に上り、ケアラーへの情報発信やケアラーと支援機関をつなぐ体制の構築が必要であることが明らかになった。



ケアラーサポーター（支援推進員）を養成し、地域に根差した人材によるプッシュ型の普及啓発等を行う

ケアラーサポーターの養成

対象者：山梨県の包括連携協定締結企業・金融機関の社員、
市町村職員、県職員 等

研修内容：① 介護リテラシー向上研修
② 認知症基礎研修
③ ケアラー支援ポータルサイト活用研修

- ・ R7年度は研修会を4回開催
（開催場所：甲府市、山梨市、富士川町、都留市）
- ・ 研修内容は、いずれの会場も同じ。



ケアラーサポーターの認定

認定バッジ・認定証の交付

認定バッジ



ケアラーサポーターの役割

本業の傍ら、介護リテラシー向上に向けた次の活動を行う。

- ・ ケアラー支援の重要性の普及啓発
 - ・ 相談窓口・支援情報の提供
 - ・ ケアに直面し困っている方へ助言
- ※専門的な支援は支援機関が行う

【期待する効果】

- ・ 自分がケアラーであることに気づき、利用可能なサービスの活用により負担軽減。
 - ・ 一人で悩みを抱え込んでいる方を支援機関につなぐことで、精神的・身体的な負担を軽減。
 - ・ 「困ったときはケアラーサポーターに相談できる」という安心感。
- ➡ケアラーの負担を減らし、自分自身の仕事や生活を楽しむことができるようになる。

仕事と介護両立支援事業の概要

山梨県総合県民支援局
働く人・働き方支援課

- 介護離職は知識や経験を蓄積した貴重な働き手の人材流出を招き、企業の事業運営に支障をきたすことから、「仕事と介護の両立」は、従業員個人の問題ではなく、企業の持続可能性に関わる経営課題である。
- 一方で、令和6年度に県で実施したケアラー実態調査では、「仕事と介護の両立支援」を優先課題として捉えている県内企業がわずか2割程度にとどまることが明らかになった。



経営者や管理職への働きかけを強化し、企業内の制度や環境整備などの行動変容が必要

経営者・管理職向け啓発セミナー

県内企業の意識変革を促すため、経営者・管理職を対象とした啓発セミナーを行う。

- ◆ 経営者・管理職が知っておくべき基礎知識編と、事例紹介など実践に生かせる応用編の2本立て
- ① 10月20日（月）PM オンライン開催 、② 11月19日（水）PM ベルクラシック甲府で開催

人事・総務担当者向け勉強会

県内企業の制度づくり等を担う人事・総務担当者を対象とした勉強会を行う。

- ◆ 人事・総務担当者が知っておくべき基礎知識編と、自社のアクションへとつなげるワークショップの2本立て
- ① R8.1月16日（木）PM オンライン開催 、② R8.2月3日（月）PM やまなしプラザで開催

両立支援制度周知用ハンドブック

県内企業に勤める従業員に配布することを目的とした、介護休業制度や介護に直面したときの対応等を記載したハンドブックを作成し、データ形式で提供 ※セミナー参加企業には参加特典として先行提供